

柏原市立堅下北中学校 P T A 慶弔規定

第 1 章 会員の部

第 1 条 会員が不幸にして亡くなった場合は、櫛 1 対と香料金 5 0 0 0 円を贈り、学校代表、P T A 代表と当該学級の担任および学級の会員代表と生徒代表が会葬する。通夜は学校代表と P T A 代表が参列する。

第 2 章 生徒の部

第 2 条 本校在学生徒が亡くなった場合は、櫛 1 対と香料金 5 0 0 0 円を贈り、学校代表、P T A 代表と当該の担任および学級の全生徒が会葬する。通夜は学校代表、P T A 代表、学級担任が参列する。

第 3 条 生徒が学校内または登下校中に負傷し、2 週間以上の入院を要する怪我の際は、5 0 0 0 円程度の見舞品（金）を贈る。

第 3 章 教員の部

第 4 条 本校教職員の慶事（結婚・出産）の際は 5 0 0 0 円を贈る。

第 5 条 本校教職員が亡くなった場合は、役員、実行委員と全職員、生徒代表と当該学級全生徒が会葬し、櫛 1 対と、香料金 5 0 0 0 円を贈る。通夜は役員と全職員が参列する。

第 6 条 本校教職員が退職の場合は、5 0 0 0 円を贈る。

第 4 章 付記

第 7 条 その他必要な慶弔事は、その都度役員協議の上、決定する。

第 8 条 本会より受けた慶弔慰には、すべて返礼しないものとする。

第 9 条 本規定は昭和 5 1 年 6 月 2 2 日から実施する。

※改正

昭和 5 5 年 5 月 1 日 一部改正

昭和 6 2 年 4 月 1 日 一部改正

平成 元年 3 月 4 日 一部改正

平成 2 2 年 4 月 7 日 一部改正

平成 2 8 年 3 月 2 4 日 一部改正